

## 研究ノート

### 今川了俊の探題解任と九州情勢

#### はじめに

応永二年（一三九五）閏七月、九州探題今川了俊<sup>(1)</sup>は京都に召還され、翌年二月までに解任された。応安四年（一三七一）以来二〇年以上に及んだ了俊の九州経営はここに终わりを告げ、室町幕府の対九州政策は大きな転換点を迎えることになる。この解任劇は足利義満期の政治史や地域支配を論じるうえで不可欠の事件として知られているが、後述するようにその政治過程、とりわけ解任に至った理由・経緯については不明な点が少なくない。本稿は、明徳年間から応永初年（一三九〇年代前半）の九州情勢との関わりを重視する立場から、これらの点について検討を加えるものである。

解任の理由については、他ならぬ了俊自身が『難太平記』（群書類從第二輯）のなかで、自らの探題就任を望む大内義弘、あるいは渋川氏の探題就任を望む管領斯波義将の働きかけを義満が容れることによるものかと記している（六二七～六二八頁）。戦後の研究においては、まず川添昭一が解任の理由を大内・斯波の讒言に求める『難太平記』の記述をうけて、「幕政中枢部の人事関係

今川了俊の探題解任と九州情勢（堀川）

堀川康史

の変化を背景とする斯波義将の私情と、南北両朝合体を機とする室町幕府の九州統治政策の変換とが契合し、大内・大友氏の讒言もからまつて惹起されたもの」と包括的に論じ、ついで佐藤進一が義満の意図こそ問題にすべきであるとし、探題権力の伸長・自立化に対する警戒心、反探題派守護を含めた意味での九州統一の実現、東アジア外交の主導権奪取などの理由を指摘した。佐藤は三つの理由が特に重要であるとし、「日本国王」義満の権力確立過程のなかに了俊の解任を位置づけている。<sup>(3)</sup>

両者の研究以降、了俊の勢力拡大・自立化を警戒し自らの権力確立を目論む義満の策謀と、了俊を快く思わない九州大名の思惑が一致したことにより、了俊は目立った理由もなく解任されたというのがこの解任劇に関する通説的理解となっていく。現在までに、対外交渉の場における了俊の自立化に注目した村井章介、了俊による九州の領国化が義満の警戒心を生じさせたとする山口隼正<sup>(5)</sup>、了俊による分国支配への介入が大友氏の反発と離反を招いたとする荒川良治<sup>(6)</sup>などの理解が提示されているが、川添・佐藤によって形づくられた理解の枠組みそのものは基本的には受け継がれているといえよう。<sup>(7)</sup>

一方、近年になって異なる理解も提示されるようになつた。それは、了俊の南九州経営の失敗に解任の理由を求める説である。新名一仁は無年号文書の検討を通じて一三八〇年代前半の南九州情勢を詳細に復元し、了俊による南九州経営の行き詰まりを明らかにしたが、呉座勇一は新名の研究成果をうけて、「幕府は了俊による南九州平定は不可能と判断し、了俊を解任したのである。

けつして了俊の勢威を恐れたからではない」と論じている。<sup>(9)</sup> 吳座の説は南九州経営の失敗を解任の理由とし、義満は合理的な判断を下したにすぎないと見る点において、従来の説とは一線を画している。九州平定の功労者という先入観を斥けた新名・吳座の研究は重要であり、本稿でも九州情勢との関わりに改めて着目し、検討を進めることにしたい。

さて、以上の先行研究に対してはいくつかの問題点を挙げることができます。とりわけ共通していえるのは、これらの先行研究では解任に至る具体的な経緯がほとんど明らかにされておらず、結果として解任の理由についても間接的な説明に終始している点である。なぜ応永二年という時期に了俊は京都に召還され解任されたのか、関係人物の動向はどうなっているのか、といった点については、記録史料の乏しさや無年号文書の増加という当該期の史料の残存状況・特性も相俟って、意外にも不明な点が数多く残されているといわなくてはならない。

この問題点は九州情勢に着目した近年の議論にも当てはまる。吳座の説は、新名による一三八〇年代前半の南九州情勢の分析に依拠しており、解任の直接の前提となる一三九〇年代前半の政治過程を復元したうえでの結論ではない。また、考察対象が南九州に限られていて、他の九州諸氏の動向が視野に收められていないのも問題である。了俊の解任は様々な利害関係が交差したところに生じたものであり、南九州情勢に注目するだけではかえって解任劇の理解を一面的にする恐れがあるだろう。

先行研究の問題点と課題をこのように認識したうえで、本稿で

はまず明徳年間から応永初年の九州情勢、特に了俊と島津・大友両氏との関係を明らかにし（第一章・第二章）、ついで了俊の京都召還の前夜から解任までの経緯と義満の関与のあり方について考察する（第三章）。政治過程の復元に当たっては、これまで活用されてこなかった無年号文書の分析を中心とする。これらの作業を通じて、政治過程の欠如という先行研究の問題点を克服し、解任の理由・経緯に関する新たな理解を提示することを目的としたい。

なお、史料の出典表記に当たっては以下のように略記している。  
『南北朝遺文』九州編……『九州』／『鹿児島県史料 旧記雑録 拾遺 家わけ一』所収禰寢文書……『禰寢』／『鹿児島県史料 旧記雑録 前編二』……『旧記』／『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書』……『島津』／『大日本古文書 家わけ第十三 阿蘇文書』之一・二……『阿蘇一』／『阿蘇二』  
筆者の検討・校訂により翻刻や人名比定を改めた箇所があるが、論旨に関わる点を除いて注記していない。無年号文書の年次比定についてはできる限りその根拠を示したが、特に説明を要しない史料もあり、すべてではないことを断つておきたい。

## 第一章 明徳～応永初年の南九州情勢

### 第一節 兩島津氏との戦いと明徳二年の和平

本章では明徳年間から応永初年までの南九州情勢、特に今川了俊と兩島津氏（当時の島津氏は総州家の伊久と奥州家の氏久・元久に分立しているので、このように記す）の関係について論じることにした。

まず明徳年間以前の動向について整理する。兩島津氏は当初了

俊に協力し宮方討伐に従事していたが、永和元年（一二七五）の少弐冬資謀殺事件（水島の変）をきっかけに反探題派に転じ、以後兩島津氏は帰參と離反を繰り返し、了俊の九州經營の前に立ちはだかることになる。永徳元年（一二八一）、肥後菊池氏の拠点である同国隈部城の陥落と探題軍の南下という情勢をうけて、兩島津氏は幕府方に帰參するものの、ほどなくして兩島津氏と探題派の南九州国人との間で局地的紛争が発生する。そして至徳二年（一二八五）、肥後相良氏が宮方に転じたのに同調し、兩島津氏は再び離反してしまう。

以上が明徳年間以前の情勢であるが、ここで押さえておきたいのは了俊が抱えていた矛盾である。すでに服部英雄・新名一仁が指摘しているように<sup>(1)</sup>、了俊は反島津氏の立場をとる南九州国人を組織することで兩島津氏との戦いを進めてきたが、兩島津氏の帰参とともになう同氏に対する所領・所職の安堵は、これまで探題派として活動してきた國人の権益（そこには島津氏との係争地も含まれる）をかえって脅かすことになる。このため和平が成立すると、探題派國人の権益保護と兩島津氏との和平をいかにして両立させるのかが問題となり、了俊は貫してこの矛盾に悩まされることになる。

続いて明徳年間以降の情勢について述べていきたい。明徳元年（一二九〇）に後征西將軍宮・菊池武朝が肥後宇土・河尻から撤退し、さらに翌年九月に同國八代城が陥落し宮方は降伏する。こうした宮方討伐の進展と並行して、明徳元年に島津氏討伐の計画が

進められている。まず七月一八日付管領斯波義将奉書では、一方では総州家伊久を赦免し、他方では奥州家元久への同心を禁じることで兩島津氏の分断を図っている（『入来院文書』『九州』六一三三、『禰寝』一四四）。また、筆者が前稿で明らかにしたように、このころ「三ヶ国御退治」の上使として足利義満の近臣朝山師綱が派遣され、「探題薩州発向候者、即時可有現形」き旨を記した請文を提出するよう、大隅禰寝氏に命じて（『禰寝』一九三）。宮方の劣勢により「探題薩州発向」が現実味を帯びたことで、これ以上の抵抗は難いと判断したのだろう、元久は遅くとも翌年八月までに幕府方に帰參を遂げている（以下「明徳二年の和平」と呼ぶ）。

この明徳二年の和平については、「了俊が長年続けてきた、反島津方國人の組織化による島津氏牽制という戦略」が「幕府の意向によって否定」されたものと位置づけ、「今川了俊父子にとつては、まさに青天の霹靂であつたろう」とする新名の評価がある。<sup>(13)</sup> 新名がこのように位置づけるのは、これまで明徳二年八月七日付および九月八日付管領細川頼元奉書（『樺山文書』『九州』六一八九、『島津』二六九）から元久の帰參という結果だけが知られており、和平に至る経緯が明らかでなかつたためだろう。しかし、明徳二年の和平が了俊と無関係に成立したとは考えがたい。

【史料一】 今川了俊書状案（『島津』六一六）

今度事、上御使之事候間朝山殿被參候、仍無為落居天下大慶  
此事候、就其者御申条々如何様朝山方帰參候時可被披露候哉、  
以其次可令住進候、  
一、吉弘<sup>(14)</sup>土佐入道進候事、愚存始中終故一晏時より此仁存知事

候間、能々申へきたためにやとい申候し事、仍毎事きこしめし  
ひらかれ候よし承候間、是も満足候也。(中略)自今以後あひ  
たかひニ為天下わたくしく、上の御ため無煩様ニ可申談候、  
尚々故玄(伊弉諾氏)久御時(伊弉諾)の事無御存知候けるゆへニ、我々御不快尤  
御ことハリニ候、如何様以此下委細明春自五日以後可申承候、  
先此趣吉弘物語申候、悦入候間馳申候、毎事如此事、京都上  
意をうかゝひ候ハて申行事なく候間、京都ニも可申上候、国  
策事ハ先立被定置候間、是又可依上意候、更々身のためニ無  
是非候、恐々謹言、

(明徳二年)  
十一月九日

了俊(伊久)  
御判

【史料二】大友親世書状案『島津』三三七

鳴津上(伊久)  
総介殿御返事

御状委細承候了、

一、去年依京都御意、(伊久)自探題被進朝山候、自是も可使者之由

探題被申候間、進吉弘土佐入道候處、無子細無爲落居之条、(伊久)

為身就公私令悦喜候、進人可申候處、憲御使所仰候。(中略)

一、京都今度御合戦事、於身驚入候之處、無爲落居候間大慶此

事候、目出畏入候、定御同心候哉、天下大綱候間、無心元候

つる勝利候間御心安存候、畏入候へ、

一、(洪川幸子)京都大御所御隠候之由承候、(足利義滿)御所様以外御非歎由承候、為

御訪先博多まで出津候、何様連々可申入候、恐々謹言、

(明徳二年)  
八月十五日

修理権大夫(大友)親世(在判)

謹上

鳴津殿

史料一・二の年次は前稿において詳しく述べたので結論だけ

いうと、史料二の第二条・第三条により、それぞれ明徳二年および翌三年に比定できる。史料一の傍線部Ⓐおよび史料二の傍線部Ⓑに、朝山師綱の派遣により和平が成立したことが記されており、明徳二年の和平の成立経緯を示す史料と位置づけられる。

まず注目したいのは、史料一の傍線部Ⓐおよび史料二の傍線部Ⓑである。ここには和平交渉を円滑に進めるために吉弘了曇が大友親世から伊久のもとに遣わされたことが記されているが、史料二の傍線部によれば、了曇の派遣は「(親世)自是も可使者」という探題了俊の要請によるものであったことがわかる。これらのことから、明徳二年の和平交渉は了俊の頭越しに進められた「青天の霹靂」などではなく、むしろ了俊の密接な関与のもとに進められたものと考えるべきだろう。了俊は兩島津氏を武力で屈服させるのは難しいと判断し、前年に進められた兩島津氏の討伐計画を撤回して和平に転じたと考えられる。

次に指摘したいのは、親世が吉弘了曇を派遣したと記されていることからもうかがえるように、和平成立の背景に親世の仲介があつたことである。永徳元年に兩島津氏が幕府方に帰参したことは前述したが、翌年に比定される四月二三日付今川満範書状に(伊久)久可參御方由事、大友方取申候上、御方人々軍役無沙汰候間、(伊久)久可參御方由事、大友方取申候上、御方人々軍役無沙汰候間、(伊久)降参之事御免之由探題より被仰也」と記されており(『禰寢』一五四)、このとき島津氏久の帰参を仲介したのが親世であつたことがわかる。親世と兩島津氏は親しい関係にあつたと考えることができ、応永二年閏七月の了俊の京都召還時に見られる両者の連絡関係(『旧記』五五〇一一・三)は遅くとも永徳年間までさかのぼる

ことができるだろう。

最後にもう一点注意しておきたいのは、史料一の傍線部⑧と史料二の傍線部に記される藤後吉弘氏の活躍である。吉弘は曇は大友庶流田原氏の庶流吉弘氏の出身の武士であるが、吉弘氏については「曇のほかに、史料一の傍線部⑧にも名前が見える吉弘・曇が了俊の九州経営に深く関わっていたことが知られている。<sup>[15]</sup>了俊と吉弘氏の密接な関係は後に了俊を窮地に陥れることがあるが、この点については後述することとし、節を改めて和平成立後の南九州情勢について検討していきたい。

### 第二節 明徳三年の南九州国人一揆

他方、明徳二年（一三九二）の和平の成立によって見捨てられるかたちとなつたのが探題派の南九州国人である。彼らは将来予想される兩島津氏との紛争に備えて対応を迫られることになるが、そこで彼らが選択したのが一揆の結成である。すでに服部英雄が明らかにしているように、南九州国人はこれまでにも正平二三年（一三六八）・永和三年（一三七七）の二度にわたり、反島津氏を掲げて一揆を結び、自らの意志を了俊に表明してきた。本節では和平の翌年に結ばれた明徳二年の南九州国人一揆について検討し、和平成立後の南九州情勢について論じることにしたい。

次の史料は、薩摩渋谷氏に伝わった一揆契約の土代とされる史料である。

【史料三】 一揆契約土代（入来院文書『九州』六二五二）

嶋津上<sup>（伊久）</sup>総介<sup>（元久）</sup>又<sup>（三久）</sup>郎事、依爲凶徒、別して將軍家を守申へき故に、任探題方御教書<sup>（今川）</sup>、守護人<sup>（同）</sup>の儀を止了、雖然

今川了俊の探題解任と九州情勢（堀川）

自去年八代御退治以後、兩嶋津參御方云々、但於両国ふるまひ、猶以公方のともから相良以下為一躰欵、然者將軍家の御ため、又ハ公方を仰申ともからのため、始終可有其煩欵、所詮、面々の力を一にして身をまたくして公方を可守申也、若嶋津方以私之儀可及亂之儀者、一同に公方になけき申さんかために一味せらるべき哉、

一、此間嶋津方ニ同道の人々事、これ又定て將軍家を守申さるゝ欵、然者守護人不儀の時ハ、おのゝ公方をまほり申さるへき条勿論欵、若又守護人無為を存て、諸事公方の御成敗をまほり申さハ、かれといひこれと云、乱之儀あるへからさる上ハ、あなち此一揆の人々も又不儀を存へからす、たゞおのゝ理をうしなハ忠をうしなハすして、子々孫々ニいたるまで、軍役をまたくし知行分をまたくせんかため、又ハあひたかひニ其理非を公方にまかせてまつるへきほと、身をまたくせんかために、一揆をむすぶ所也（中略）

明徳三年、、、、、

史料三で問題となつているのは、「守護人」兩島津氏の「不儀」、すなわち探題派国人に対する敵対行為である。引用部の前半では、兩島津氏が明徳二年に幕府方に歸参したもの、「両国」すなわち薩摩・大隅（後述）では宮方や肥後相良氏以下と「一躰」の振る舞いが見られるとして記し、もし兩島津氏が「私之儀」により敵対行為に及んだ場合には一味して公方に歎き申すことを盟約している。続く後半部には一揆を結ぶ目的の一つとして「知行分をまたくせんかため」ということが掲げられているが、一揆結成の最大

の目的はこの点にあったと見てよいだろう。

この史料三を取りあげた服部は、明徳三年の南九州国人一揆を

これまでの一揆の延長線上に位置づけながらも、一揆契状の文面は「公方に嘆願する調子が全体に濃厚」であり「煩些な程公方文

言が目につくこの土代からは、独自の意志をもつてたかつての永和大一揆の力強さを読みることはできない」と断じている。<sup>[17]</sup>

一揆契状が土代としてしか残されていないことから、一揆が実際に存在したのか否かという事実的問題すら疑問視されることもあり、これら的事情から明徳三年の南九州国人一揆はこれまで積極的な評価を与えていない。

しかし、從来注目されていないが、次の史料は明徳三年の一揆の関連史料と思われる。

【史料四】 今川了俊書状（入來院文書）『九州』六四九七

牛屎禪門御參事、目出候／＼、設樂注進時可遣状候、  
目出候、

<sup>(A)</sup>此御一揆事ハ、中々兩島津等ふるまひもよく成候ぬと存候間、

かた／＼ニ付て可然候、此事ハ京都ニも申入へく候間、ハ、

かり存ましく候、仍大隅・薩摩人々の中ニも此よしを状を一

通つかハし候、面々ニ御ちかつきの方々ニ仰候てしかるべく

候、両国の人々の力をかり候て、今まで守護人不儀候つる

間、無勿躰候、<sup>(B)</sup>守護人不儀候ハスハ、又おのつからめん／＼

の御事も可為御本望候欵間、如此申にて候、御心え候へく候、

一、天草郡人々一揆事ハ今ハ無益存候、<sup>(C)</sup>とても伊予守同道三て候間、中々他國の人々ニ仰候ハん事無益候、これハ可御心

安候、恐々謹言、

六月五日

了俊（花押）  
（今川）

渋谷人々御中  
和泉人々御中

史料四是了俊が渋谷氏および薩摩和泉氏に宛てた書状である。

年次比定の手がかりになるのは傍線部○の「伊予守」で、この人物は了俊の子伊予守貞継に比定できる。貞継の史料上の所見は以下の通りである。

①明徳五年四月九日付今川貞継書下（山門文書）『九州』六三〇七／楠橋対馬守・設樂駿河守宛／薩摩国山門院内の土地の沙汰付命令。

②『祁答院旧記』／明徳五年六月二五日に薩摩国山門院感應寺を同國祁答院大願寺に寄進。

③年未詳四月二九日付今川貞継書状案（岡元文書）『九州』六四五九／中田某宛／渋谷撰津守が訴える肥前国佐賀下荘内の本領

安堵につき探題被官に連絡。

④は年未詳であるが、康応元年（一三八九）一二月一七日付今

川貞臣書下写（岡元文書）『九州』六二〇五と内容が関連するこ

とから先行研究ではこのころのものと推定されている。<sup>[18]</sup>妥当な推定であり、本稿でもこれに従いたい。以上の所見を整理すると、

貞継の活動時期は一三九〇年代前半に絞られ、史料四の年次もこ

のころに求めてよいだろう。

さらに傍線部○に目を転じると、「守護人」兩島津氏の「不儀」が問題にされている点が注目される。兩島津氏の南九州国人に対

する敵対行為が警戒されていることがこの記述からわかるが、これはまさに史料三から読みとった明徳二年の和平後の状況と符合する。

また、史料三と史料四では文言の共通性も指摘でき、これらのことから史料四是明徳三年の南九州国人一揆の成立をうけて出されたものと考えてよいだろう。次節で述べるように明徳五年

二月の段階で和平は破綻しているので、六月五日の日付を持つ史料四是明徳三年もしくは四年のいずれかと考えられる。

内容の検討に移ると、まず明徳三年の南九州国人一揆がたしかに存在したことが史料四の記述から裏づけられる。また、「大隅・薩摩人々」「両国の人々」といった記述から、一揆は薩摩・大隅の国人を中心に構成されていたことも判明する。

続いて一揆の性格について考えると、了俊は傍線部①で両島津氏の振る舞いに改善の兆しが見られるとした上で、傍線部②では両島津氏の敵対行為がなければ一揆の面々の所領問題も望み通りになるだろうと記し、軽率な軍事行動は控えるよう、暗に一揆に自制を求めている。これらの記述により一揆が両島津氏との間に抱える所領問題について強硬な態度を見せており、了俊としても一揆を制止する必要に迫られていた様子がうかがえる。以上のことから明徳三年の南九州国人一揆は從来のそれと比べて規模で劣るとはいえるものの、反島津氏としての独自の意志表明といふ性格については何ら変わることはないと評価できる。

明徳三年の南九州国人一揆が有した力強さは、了俊がその後いかなる決断を下したのかを追跡することでおのずと明らかになるだろう。節を改めて検討していくたい。

### 第三節 和平の破綻

明徳二年（一三九二）の和平により、南九州には緊張をはらみつつも一応の平和が訪れたが、一揆成立の翌年、すなわち明徳四年に入ると早くも探題派国人と両島津氏との間で局地的紛争が生じている。史料三・四で危惧されていた両島津氏の「不儀」が現実のものとなつたのである。

明徳四年四月、島津元久は禰寢氏に対し、前年九月一七日の御教書に従い、高木久家退治のために日向都城に出陣するよう求めている（『禰寢』一四五）。九月一七日の御教書とは島津家文書に伝わる管領細川満元奉書を指しており（『島津』二七三）、相国寺領日向国穆佐院・三俣院の押妨人の排除を命じるものである。三俣院の押妨人とされた高木久家は都城周辺の国人領主で、永和三年（一三七七）の南九州国人一揆にその名を連ね、応永二年（一三九五）には今川了俊の推薦により「足利義持若君御所番帳」にも選抜されている探題派国人である（『禰寢』四〇五）。近隣の国人領主である和田氏と連携し、両島津氏と対峙したことが新名一仁によって明らかにされている。

元久は応永元年に三俣院内の土地を被官に給付しているから（『旧記』五三三）、三俣院の回復そのものを重視していたわけではないようである。三俣院の回復を名目に探題派国人（反島津派国人）の討伐を目論んだというのが実態だろう。元久は明徳四年六月、再三の上洛命令に対して「三俣院事」が落居するまで上洛できないと返答しており（『旧記』四九九）、高木久家討伐への執着をのぞかせている。

そして明徳五年（応永元年）一二月、今川貞兼が日向に出陣して

島津氏与党の国人と合戦に及び『大日本史料』七編之一、四七四五九頁、ついに和平は破綻する。『島津国史』などの近世の編

纂史料によれば、このときまでに島津氏に屈服していた高木氏の守る梶山城に貞兼が攻め込んだと伝えられる。細かい事実関係については検討の余地があるが、貞兼と元久の対陣は別の史料によつて確認できる出来事であり（『旧記』五五〇一三）、このころ両者の間で戦端が開かれたと考えて間違いない。一方、同年四月には渋谷氏の軍功を賞する了俊の感状が発給されており（入来院文書）『九州』六三〇八）、同時期に渋谷氏と島津氏との間でも戦端が開かれ、了俊が渋谷氏を支援していることがわかる。つまり、明徳四年以降、南九州では探題派国人と両島津氏との間で局地的紛争が再燃し、結果的に了俊は翌年一二月までに両島津氏との和平を破棄し、探題派国人を支援する決断を下したのである。

この決断の背景には、両島津氏の度重なる敵対行為に対する不信感はもとより、明徳三年の南九州国人一揆に見られる探題派国人的の意向を、了俊が受け入れざるをえなかつたことが挙げられるだろう。一揆の成立と彼らの意志表明は了俊の決断に大きな影響を及ぼしたのであり、ここに一揆の力強さを見てとることができるのである。

以上、本章では明徳年間から応永初年までの南九州情勢について論じてきた。両島津氏との和平は反島津氏を掲げる南九州国人一揆の成立もあつて長続きせず、了俊は再び両島津氏との戦いに突入していく。了俊の南九州経営は明らかに行き詰まりを見せ

ていたといえよう。

## 第二章 応永初年の大友氏内訌

### 第一節 吉弘氏郷誅殺事件

しかし、南九州經營の行き詰まりだけで今川了俊の解任が説明できるわけではない。なぜなら和平の破綻後に出された応永元年（二三九四）八月一六日付管領斯波義将奉書案では、両島津氏の討伐が禰寝氏に命じられており（『禰寝』四〇二）、足利義満が依然として了俊を支援していることが確認できるからである。解任の理由を南九州情勢だけに求められないことは明らかだろう。

そこで筆者が注目するのは豊後大友氏との関係である。解任劇における大友氏の役割については、將軍直臣として大友氏から独自の動きを見せた田原氏の存在や、大友氏分国に対する探題権力の浸透・介入などを念頭に、大友親世が「分国支配の軍事指揮・領域統治の側面に探題権力が介入することで惹き起こされる、守護権力の麻痺という危機的状況を開闢」するために了俊の失脚を図つたとする荒川良治の研究がある。<sup>22</sup>重要な指摘であるが、荒川の論考においても一三九〇年代前半の具体的な政治過程は明らかになつておらず、間接的な説明にとどまっている点に課題を残している。本章ではこれまで見過ごされてきた史料を用いて応永初年の大友氏に深刻な内訌が起きていたことを明らかにすることともに、内訌における了俊の動向が解任につながっていくことを論じていきたい。

次の史料は『難太平記』の一部である（便宜上、発言に括弧を付

した。

### 【史料五】『難太平記』六一五・六二二・六頁

大内義弘入道、先年大友帰國の時、ひそかに来て云、「大友が事、始中終以御扶持一跡をも安堵し数多の新恩をも給ひし事、有難承及しに、今度此者依上意難儀参洛の時、一度も貴方に礼をも申入らずして今下向の事尤遺恨、尾籠不義の仁也、雖然今度の事は先立の御芳恩を重られて御対面有て下さるべし、いまだ兵庫の津に逗留の程に、御供申て御和睦あらば、向後弥可致忠節か」と云り、了俊云、「もとよりかれが事、身として不快を不存、<sup>(B)</sup>をのれが今度公方御<sup>(足利義満)</sup>とがめによりて参洛事は只吉弘<sup>(氏郷)</sup>右馬頭をうちし故也、上洛の事をも平に我々が異見を可為指南と申しかば、了俊參洛の時分にて、路次より申遣て可有上洛事、尤可然と計申き、我等參洛の時直に御尋有て、『何事に大友はそれの事をば、敵仁に存て斯申事共候哉』と御尋有き』更に難心得』之由申き、仍大友參洛にも終に音信におよばず、然れども今までは一言もかれが事悪ざまに達上聞たる事なし、但己悔先非て可対面之由申さば、我等いなみ存べからず、但今我々下向の事、急々可下向と蒙仰既近日也、就其大友が事、条々蒙仰事等有、それに今身として対面の事申さば、上意をそれ有し、所詮此事御分口入有間、対面可仕哉いなや、内々可得上意哉」と申処、大内云、「思寄ぬ事也、大友引級あるべからずと起請文を兩度依仰以自筆書進き、只了俊が為發起内外御免可然」と云り、

史料五は大内義弘が了俊のもとを訪ねて大友親世との関係修復

を勧めた場面である。これがいつの出来事であるのかについては後ほど明らかにすることとし、まず注目したいのは傍線部(B)の記述である。ここには親世が吉弘氏郷なる人物を討ったことで義満の怒りに触れ、弁明のために上洛したことが記されている。吉弘氏郷は第一章で触れた豊後吉弘氏の出身で、「大友田原系図」(『史料纂集 古文書編 入江文書』)によると一晏・了晏の兄弟に当たる人物である。

この吉弘氏郷誅殺事件は先行研究においても注目を集めており、「了俊による九州大名の一引用者注」抑制・圧迫に対する一種の挑戦<sup>(23)</sup>とする川添昭二の見解や、「氏郷が大友氏管下の国人でありながら探題の奉行人同様の行動を示したことに対する、守護側の露骨な対抗措置」とする荒川の見解がある。このように、吉弘氏郷誅殺事件は了俊と親世の対立を考えるうえで鍵となる事件とされているものの、正確な年次が『難太平記』に記されておらず、また関連史料にも乏しいと思われてきたため、事件の実態となると、『難太平記』に書かれている以上のこととは從来明らかにされていらない。そこで以下では事件の実態について検討していきたい。

まず重要な手がかりとなるのは、応永元年一二月二七日付今川了俊遵行状(『皇學館大學国史学科研究室所蔵文書』『三重県史 資料編 中世二』六〇六頁)である。この史料は「安堵御教書」に従い「田原上総次郎・同若狭守・同下野三郎・吉弘右馬權頭跡輩」の遵行を行ふよう今川貞臣に命じたものであるが、ここに名前のある「吉弘右馬權頭」はまさに吉弘氏郷その人である。「跡輩」と記されていて氏郷がすでに故人となっていることから、吉弘氏郷

誅殺事件は応永元年一二月以前の出来事とまず確定でき、親世の上洛もこのころに求めてよいだろう。

続いて事件の実態を考えるうえで注目したいのは、前掲の今川了俊遵行状に吉弘氏郷とともに名前が記される田原氏の存在である。田原氏は南北朝期の早い時期から將軍直臣として活躍し、一時は嫡流家をしのぐ勢力を持つたともいわれる大友氏の有力庶家で、はじめに紹介した荒川の論考においても、了俊と親世の対立を考えるうえで鍵となる存在として位置づけられている。遵行状に見える「田原上総次郎・同若狭守・同下野三郎」は吉弘氏郷と同様、親世と対立関係にあつた人物と考えられるが、このうち田原若狭守については若干の事績が知られるので、その動向を詳しく述べてみたい。

田原若狭守は「大友田原系図」によれば実名は氏信で、田原氏庶流の如法寺氏の祖とされる人物である。この系図には田原氏の伝来文書にもとづき南北朝期の主要な人物について事績が記されているが、田原氏信の項目を見てみると、応永の乱を指すと思われる大内義弘との合戦と、嘉慶二年（一二三八）の肥後天草における合戦についての記載がある。氏信が南北朝期の末ごろに活躍した人物であることがわかる。

この点を確認したうえで次に注目したいのは、「就大友<sup>親世</sup>与田原若狭守事」御注進到来候了、則伺申候、止合戦可仰上裁旨、可有御下知候」と、親世と田原氏信の合戦停止を了俊に命じた五月一六日付斯波義将書状（『入江文書』『九州』六四七〇）である。年次について検討すると、元中八年（北朝明徳二年、一二三九一）に比定

される一二月九日付五条頼治申状案（『五条文書』『九州』六二二）<sup>26)</sup>には親世の守護代として田原氏信の名が記されており、この段階では両者の良好な関係がうかがえるから、本史料の発給はそれ以後のことだろう。さらに義将は管領として本史料を発給していると考えられるが、義将の管領着任は明徳四年六月である。これらの点により、五月一六日の日付を持つ本史料は応永元年・翌二年のいずれかに比定でき、時期的に見て前掲の今川了俊遵行状や吉弘氏郷誅殺事件の関連史料と位置づけられる。史料五からは親世と吉弘氏郷の対立が読みとれるのみであるが、以上の史料からは田原氏信が反親世派の中心にいたことが判明する。

大友・田原両氏の確執は南北朝期のはじめまでさかのぼりうる。康永三年（一二三四四）には大友氏泰と田原正曇の間で「確執事」

が起きているほか（『草野文書』『九州』二〇一四）、年未詳であるが、「たはらあひこの事、かつせんなど候ハ、ことなるさたあるへきよし、大ともかたへけんミにおほせらるへく候、かれらをも御ふちあるへく候」と、大友氏と田原氏の合戦停止を了俊に命じた六月一日付足利義満御内書案がある（『志賀文書』『九州』六五〇八）。大友・田原両氏が南北朝期を通じてしばしば対立関係に陥っていたことがうかがえ、親世と田原氏信の対立の背景には長年にわたる大友・田原両氏の確執があつたと考えられる。

吉弘氏郷誅殺事件の実態をこのように理解するに当たりいま一つ注目されるのは、親世に豊後守護職を安堵した応永元年一二月一八日付足利義満袖御教書である（『大友文書』『大日本史料』七編之一、七五八頁）。この史料は親世の豊後守護在職徵証として知

られているものの、親世がこれ以前から同國守護職を保持したことから取り立てて重視されておらず、先行研究においても文書発給の契機・事情については論じられていない<sup>(27)</sup>。しかし、この袖判御教書が前掲の今川了俊遵行状とほぼ同時に出されていることを考えるならば、本史料は田原氏信・吉弘氏郷との対立のなかに位置づけることができよう。すなわち、本史料の存在は大友・田原両氏の対立のなかで親世の守護としての地位までもが動搖したことを見しており、両氏の対立の深刻さを物語るものといえるのである。

### 第二節 大友親世・今川了俊の上洛

前節における検討結果をいったんまとめると、「難太平記」(史料五)に記される吉弘氏郷誅殺事件と大友親世の上洛は応永元年(三九四)一二月以前の出来事と考えられ、さらに事件の背景には、大友嫡流家と有力庶家田原氏の長年にわたる確執があつたと考えられる。応永初年の大友氏には深刻な内訰が発生していたのである。

それではこれらの出来事は一体いつのことだったのだろうか。

本節ではこの問題についてさらに検討を進めていきたい。

大友氏の内訰は応永元年一二月に裁定が下され、前述のように田原氏信以下には「安堵御教書」が、大友親世には豊後守護職の安堵状が発給されている。このうち前者の「安堵御教書」に関わると思われるが、翌応永二年六月の田原親貞置文(「草野文書」『大日本史料』七編之二、二八九一九〇頁)である。この置文は出陣に当たり「重書」の預け先について書き置いたものであるが、こ

のなかに「今度上洛の時ノ御<sup>(足利義満)</sup>所御自筆の御内書、同あんとの御教書」があるのは見逃せない。田原親貞が応永二年六月からさほど離れない時期に上洛し安堵の御教書を得ていることは、本稿のこれまでの分析結果からすると重要な意味を持つてくる。すなわち、応永元年の末に反親世派の田原氏信たちも「安堵御教書」を受給していたことを想起するならば、田原親貞も応永初年の大友氏内訰に何らかの関係を持っており、親貞の上洛と安堵の御教書の受給は内訰に関してなされたものと推測されるからである。親貞が受給した安堵の御教書が前掲の今川了俊遵行状に記されるそれがとほぼ同時に発給されたものと仮定すると、応永元年一二月までに田原氏以下が上洛し安堵の御教書を受給したことになる。

一方の親世も吉弘氏郷誅殺の弁明のために上洛したことは史料五に記される通りであり(傍線部Ⓐ・Ⓑ)、その時期は豊後守護職安堵との関連から応永元年一二月以前と想定してよいだろう。史料五の傍線部Ⓒによれば、このとき大内義弘が今川了俊と親世の関係修復を斡旋しているので了俊も在京していなければならないが、このことを裏づける史料が明徳五年(三九四、応永元年)四月二十五日付今川了俊書下である(「入来院文書」「九州」六三〇八)。ここで了俊は渋谷氏の軍功を賞したうえで「上洛之上者此趣可注進」と記し、自身の上洛について言及している。また、応永元年に比定できる八月二九日付安染清綱書状(後掲史料七)には了俊の在京と「召候御教書」により親世が上洛したことが記されており(傍線部Ⓓ)、応永元年のなかごろに了俊・親世がともに上洛し在京していたことが確認できる。義弘による了俊・親世の関係修

復の試みはこの時に行われたものだろう。以上の検討により、『難太平記』(史料五)に記された吉弘氏郷誅殺事件と親世の上洛は応永元年のなかごろから同年末にかけての出来事と考えられる。このとき大友氏内訂の両当事者は上洛し、足利義満の裁定(両当事者への安堵御教書の発給)を受けたものと思われる。しかし、この裁定は両陣営の和平につながらなかつたようである。節を改めて、その後の展開を追うことにしておきたい。

### 第三節 大友氏内訂の展開

内訂の展開をさらには詳しく知るうえで重要な手がかりになるのが次の史料である。

【史料六】 今川了俊書状(『田原文書』『九州』六三八七)

其城事、度々承候間、隨分いそき／＼一勢つかはし候へく候  
處<sup>二</sup>、豊前路よりの合力の事ハ、<sup>(義弘)</sup>大内家人等、國の事をうた  
かひ候て、これよりの勢つかはし候ハ、やかて事を左右に  
よせて大友方をも合力し候へきやうにきこへ候ほとん、さや  
うになり候てハ、中々後までのわづらひたるへく候ほとん、  
このやうをまつ大内方<sup>ニ</sup>申つかハし候て、心やすく思候ハ、  
其後の勢仕の事ハ、豊前目よりも子細候ましく候間、その左  
右を待入て候也、玖珠路の事ハ、今も煩あるましく候間、す  
てにハヤ、二郎殿・三郎殿も若狭殿一所に御こゑ候也、陸奥  
守も明日六日筑後<sup>ニ</sup>まかりこゑ候間、あなたよりの合力勢仕  
ハ子細候ましく候、

一、それの事、地下のこやおとされ候て、つうるなんきのよし  
うけ給候、たとひつうる候ハすとも、その城の事、この月

うちハかり御こらへ候ほとんの兵糧もし候ハ、それまで御こ  
らへ候へく候、もし又、そのほとんの兵糧もあるましく候ハ、  
中々城をすてゝ、こなたに御こゑ候狀、しからずハ、ひめ嶋  
まで御うつり候へく候、とても豊後の事ハ、たとひその城を  
すてられて候とも、かたくしする申候へとの御教書の下<sup>ニ</sup>て  
候間、事を大に仕候て、しすゑ申候へく候間、そこつに御心  
え候て、面々の御身をまたくせられ候て、豊前路よりの勢仕  
の時を御まち候へく候、もし兵糧候て、今月中ばかり御こら  
へあるへく候ハ、とてもそれまで合力を御まちつけ候へく  
候、相構く心ミしかく御さた候ましく候、たとひその城候  
ハすとも、我らも御教書と上意のをもむぎのまゝに合力申、  
さし付申へく候上ハ、城すてられて候にハよるましく候、  
日本国大小の諸神八幡大菩薩天満大自在天神も御罰候へ、  
面々の御あんとの事ハ、かたくさたし付申へく候、今のまゝ  
にてハとても大友方の事、その身も国の事もすぐるへく候上  
ハ、いかにも御かんにん候へく候、そのためにはやかさね  
く京にも申入、大内方にも申遣て候間、豊前路の勢仕事、  
子細あらしと存候、

一、城中の人々御知行分あんとの事、承候、めい／＼に進候へ  
ハ、みちのほとんもわづらひにて候間、まつ一紙<sup>ニ</sup>御あんとを  
申へく候、追てめん／＼の御名字<sup>ニ</sup>て進候へく候、なにさま  
にも御所御奉公の名字を御かけ候事<sup>ハ</sup>、始中終公方として  
も、御扶持候へきよし、かたしけなく仰下され候ハ、仰事も

三月四日

了俊（花押）

衛比須城御返事

史料六には受給者が明記されていないが、田原氏と考へてよいだろう。その理由は、傍線部◎の「豊後の事」により豊後の人物と考えられること、傍線部◎の「御所御奉公の名字を御かけ候」により將軍直臣の地位を持つ人物であること、そして宛名の衛比須城は現在の大分県豊後高田市夷に比定されるが、当地を含む香地莊は田原氏の所領であることなどである。この推測は史料六が「田原文書」に伝来していることからも妥当である。

受給者を田原氏とすると、傍線部◎に見える「一郎殿・三郎殿」「若狭殿」は敬称が付けられていることからいざれも受給者である田原氏側の人物と考えることができる。すなわち、若狭殿は田原若狭守氏信その人に比定され、二郎・三郎は前節で取りあげた今川了俊遵行状に名前の見える「田原上総次郎」「下野三郎」にあたると思われる。

年次比定については、傍線部◎の「陸奥守も明日六日筑後二まかりこゑ候」が手がかりになる。「陸奥守」には敬称が付けられていないので発給者側の人物と考えられるが、了俊の周辺で陸奥守を称したのは今川貞臣である。貞臣の官途は明徳元年（一二九〇）八月三日まで散位であり（『詫摩文書』『九州』六・三五）、翌明徳二年九月一〇日までに陸奥守に任じられ（『龍造寺文書』『九州』六一九五）、さらに応永元年（一二九四）一二月二七日から翌二年七月二〇日までの間に左京大夫に転じている（『皇學館大學国史学研究室所藏文書』『三重県史 資料編 中世二』六〇六頁、「有浦文書」

『松浦党関係史料集 四』八八五）。三月四日の日付を持つ史料六は明徳二年以降・応永二年以前の発給となるが、第一節で述べたように大友・田原両氏の対立は明徳二年一二月以降のことであるので、明徳二年の可能性はない。以上のことから史料六の年次は明徳三年以降・応永二年以前に絞られる。

次に押さえておきたいのは、史料六の時点で貞臣・田原氏が「大友方」すなわち親世との武力衝突に及んでいることである（傍線部◎・◎）。この点を手がかりに年次比定をさらに進めるところに義満は田原氏支援の「御教書」を発給しておきながら（傍線部①）、その後応永元年のなかごろに了俊が上洛した際、了俊に親世との対立の理由を尋ね、了俊は特に思い当たることはないと返答したという（史料五傍線部①）奇妙なやりとりになってしまふからである。応永元年の段階では両者の対立はいまだ武力衝突に發展していなかつたと見るべきだろう。

一方、応永二年三月に比定すると、関連のありそうな史料を見いだすことができる。その一つは前節でも取りあげた応永二年六月一日付田原親貞置文である。この置文が親貞の出陣に当たり作られたことは前述したが、そこには「すでにせんちやうにうち出るニよて」と記されている。応永二年六月以前に親貞の周辺で合戦が起きていたことがわかるが、これは史料六に記される親世と田原氏の合戦を指すものではないだろうか。

いま一つは史料六の傍線部◎である。ここでは「御所御奉公」

の田原氏について「公方としても、御扶持候へきよし、かたしけなく仰下され候」という情報が伝えられているが、これと一致るのが第三章で取りあげる応永二年正月の「京都不審条々」である（後掲史料八）。ここで田原氏を含む「御所奉公」の面々について「たといふしきの乱世にも、不可有相違」との「上意」が伝えられており（傍線部<sup>F</sup>）、内容に共通点が認められる。

これらの理由から、本稿では史料六を応永二年三月に比定したい。応永元年一二月の裁定の後も親世と反親世派の対立は収まらず、大規模な武力衝突に発展したものと考えられる。

以上の検討結果をもとに内容の検討に移りたい。まず史料ノの全体から読みとれるのは、了俊が反親世派の田原氏信以下を支援し、親世との合戦に及んでいることである。了俊が田原氏を支援したのは、同氏が了俊の推薦により足利義持の小番衆に選抜されていることからもわかるように（『禱寢』四〇五）、了俊と親しい関係にあつたためと考えられる。

が、(豊前守護である) 大内氏の家人が国の事(詳細不明)を疑つて  
おり、もし自分が援軍を派遣すれば、彼らは何かと理由を付けて  
大友親世を支援するだろうと聞いている。もしそうなっては面倒  
なことになるので、まずは大内氏に連絡を取り、親世に味方する  
という心配が解消されれば、豊前経由の援軍を派遣することにす  
る。いまは大内氏の返事を待つていて、「といったところになるが、  
この記述からは親世と義弘の連携を読みとることができる。義弘  
の女子は親世の室であると伝えられ、実際に史料五で義弘が親世  
との関係修復を了俊に勧めていることや、義満から「大友引級あ  
るべからず」との起請文の提出を求められていることは(傍縦部  
(E))、応永元年の段階で両者の連携が存在し、かつ警戒されてい  
たことを示しているが、了俊が義弘の斡旋を拒否して親世と断交  
したことは「了俊・義弘の関係に亀裂を生じさせる一方、親世・  
義弘の連携のいっそうの強化をもたらしたと思われる。

以上の検討にもとづき、応永初年の大友氏内訌の対立構図を整理すると、今川了俊・田原氏・吉弘氏対大友親世・大内義弘とまとめられる。そして親世が反探題の急先鋒であり、以前から親しい関係にあつた両島津氏と手を結ぶことは見やすい道理だろう。<sup>(30)</sup>これにより了俊は大友・大内・両島津氏の三者と敵対関係に陥つたのである。

が記されており、これらの記述から史料六の時点で義満が反親世派により、親派を支援していたことが読みとれる。吉弘氏郷の誅殺により、親世が義満の怒りに触れて上洛したことを考えると、義満は大友氏の内訌の全期間を通じて反親世派を支援していたと思われる。

そしてもう一つ注目したいのは傍縫部Ⓐである。おおまかに意味としては、「豊前経由の援軍を急いで派遣しよう」と思っている

### 第三章 今川了俊の京都召還・解任と足利義満

#### 第一節 足利義満主導説の再検討

前章では応永二年（一三九五）三月までに今川了俊と九州大名との協力関係が断絶に至ったことを論じたが、このことがたちに了俊の京都召還・解任につながったかというと、やはりそうではない。なぜなら対島津戦・対大友戦のいずれにおいても、了俊は依然として足利義満の支援を受けていたからである（『禰寝』四〇二、史料六）。

もっとも、先行研究では義満こそが了俊の解任を主導したと考えられているので、この点については丁寧な論証が必要だろう。本章では了俊の京都召還前後から解任までの経緯を論じつつ、義満の関与のあり方について再検討することにしたい。

#### 【史料七】 安楽清綱書状（『禰寝』三〇九）

（追面書省略）

去年進愚状候、御返事到来以後不申通候条、背本意相存候心中計ニ候、朝夕雖思出申候、在所之躰、又世上之様、旁以斟酌仕候、定御同心候哉、抑採題御在京候、六月中両度御書下着候、案文為御不審書進候、

一、<sup>〔元親世〕</sup>大友殿召候御教書到来、五日之中七月廿五日被立在所候て、上洛候、

一、大隅国大将ハ尾崎殿下給候由、此間被仰下候、  
一、菊池武朝別而奥州三執入申、致忠節候、便宜候者此方にも下向候にと披露候、

今川了俊の探題解任と九州情勢（堀川）

一、九州大名守護人地頭御家人ハ、悉此三ヶ國可有在陣候由、京都之御沙汰候と承候、<sup>〔元親世〕</sup>為御不審申入候、  
一、我々か事、思之外兵部當所三保高城ニ御座候最前より、  
御共仕候て于今令堪忍候、其方様ニハ見之候間、先年明暮御共仕候事共今之心ニ思出申候、定御同心候哉（中略）此方様之式、此僧可有御物語候、恐々謹言、

八月廿九日

清綱（安樂）（花押）

禰寝殿御内

史料七を取りあげた先行研究を寡聞にして知らないが、京都召還前の政情を示す貴重な史料と思われる。まず発給者の安楽清綱は傍線部①の記述により、今川満範に従つて日向にやってきた人物で、長年南九州経常に携わったことが知られる。九州情勢に関する詳細な情報を禰寝氏にもたらしていることから、今川氏の関係者と考えてよいだろう。

続いて年次を検討したい。まず傍線部①の「奥州」は今川貞臣を指すが、第二章でも述べたように貞臣が陸奥守を名乗った可能性のある期間は明徳元年（一三九〇）八月三日以降・応永二年七月以前のことであるので、八月二九日の日付を持つ史料七は明徳元年以降・応永元年以前に絞られる。また、傍線部①には肥後の菊池武朝が貞臣のもとで活動していることが記されているが、旧宮方の武朝が今川氏のもとで復権を遂げ、貞臣と武朝の協力関係が確認できるようになるのは明徳四年のなかごろのことであることが山口隼正によつて明らかにされている。<sup>31</sup> とするならば、史料七の年次も明徳四年以降に求めてよいだろう。そして決定打とな

るのは傍線部①に記される了俊の在京である。前章でも論じた通り、明徳五年（応永元年）四月二五日付今川了俊書下（入来院文書）「九州」六三〇八から了俊の上洛は応永元年のことと考えられ、これらの点により史料七は応永元年に比定できる。内容の検討にみると、傍線部①によると義満は九州の全領主層に対して「三ヶ国」すなわち日向・大隅・薩摩への在陣を命じている。前述のように、了俊と両島津氏との和平が破綻したことをうけて、応永元年八月に両島津氏の討伐が命じられているが（『禰寢』四〇二）、傍線部①はこうした室町幕府の方針を伝えたものと考えられる。史料七が出された応永元年八月の段階で、義満が了俊を支援していたことが確認できよう。

統いて次の史料を検討し、翌応永二年の義満の態度を検討したい。

#### 【史料八】京都不審条々（『禰寢』四〇五）

- 京都不審条々、  
 一、若君去<sup>〔足利義持〕</sup>（応永元年）十二月十七日御元服、五位中将、当日將軍之宣  
 旨御かぶり候矣、  
 一、御所十二月廿七日太政大臣に御上候、正月七日可有御拝  
 贀云々、御代ハ悉若君に御讓と云々、  
 一、探<sup>〔今川了俊〕</sup>題九州地頭御家人諸侍安堵恩賞事、不可有京都注進  
 候、可為探題沙汰御事書云々、  
 一、御感計ハ就于注進、可有御沙汰云々、  
 一、兩嶋一諸本領・当知行・大隅・薩摩両国守護職闕所以下、  
 悉九州静謐御恩賞、探題御給了、

史料八はこれまでにも度々取りあげられてきた「京都不審条々」である。まず年次について検討すると、第一条・第二条に記される「去年」の足利義持の元服と義満の任太政大臣は応永元年の出来事であるので、応永二年の発給であることは間違いない。問題となるのは応永二年のいつごろなのかという点であるが、傍線部①に「正月七日可有御拝賀」とあることから応永二年正月はじめごろと考えられる。

次に史料八の性格については、川添昭一・佐藤進一が「この条々」は幕府から九州探題今川了俊にあてたもの「幕府が了俊に与えた指令」と位置づけているが、この理解は適切ではない。「上意御判候と云々」「御事書見えて候」などという表現から、義満の意向を間接的に知らせた文書と理解するべきであり、両島津氏の処遇が問題になっていることから、本文書を伝えた禰寢氏

をはじめとする探題派の南九州国人に対し出されたものと考えられる。文書発給の背景としては、大友氏内訌の激化とともに南九州情勢の不安定化を想定できよう。

以上をまとめると、史料八は応永二年正月はじめごろの史料であり、不安に駆られた探題派の南九州国人の要請に応じて義満の意向と京都の政治情勢を書き送ったものと考えられる。その発信者は了俊周辺の人物に求めてよいだろう。

統いて内容の検討に移りたい。佐藤は傍線部◎を感状発給権の制限と捉えたうえで、「了俊がそれまでおこなってきた感状の発給を厳禁することによって、了俊の越権に警告を与えた」と論じ、了俊の権限削減を図ったものと評価している<sup>34)</sup>が、他の箇条に目を向けると、史料八はむしろ了俊に有利な内容で構成されていることに気づかされる。まず傍線部⑧では了俊の恩賞給付権を確認し、京都への注進を禁じている。九州情勢が悪化するなかで、南九州国人の間には了俊ではなく京都（義満）の安堵を求める動きが生じていたのだろう。義満はこうした動きを禁止し、恩賞給付権を了俊に一本化し裁量権を確定させることで、了俊の求心力の強化を図っていると評価できる。統いて傍線部①・⑧には兩島津氏の所領・所職を了俊に給付したこと、たとえ兩島津氏が上洛を遂げて幕府方に帰参したとしても了俊の領有権を保障することが記されている。最後に傍線部◎では將軍直臣の選抜は了俊の推薦によるとの意向が示されており、これらの箇条も了俊の求心力の強化策と評価できる。佐藤が問題にした傍線部◎は、感状発給権の制限などではなく、恩賞給付は了俊に一任するが、感状については

了俊からの注進（申請・推舉）にもとづき義満が発給するという規定であり、了俊の注進を要件に、將軍の感状を求める九州諸氏の願いに応えたものと位置づけられる。史料八からは、義満が了俊を支援している様子を読みとるべきだろう。

以上、二つの史料をもとに京都召還前の九州情勢と義満の姿勢について論じてきたが、ここで重要なのは少なくとも応永元年八月および翌二年正月の段階で義満に了俊を解任する意図はなく、むしろ了俊を積極的に支援していることである。この点は前章で応永二年三月に比定した史料六のほか、同じく応永二年と推定される三月二日付義満袖判御教書（『阿蘇』二二<sup>35)</sup>）および五月二一日付義満御内書案（『詫摩文書』『九州』六四七六<sup>36)</sup>）においても同様である。前者では肥後阿蘇氏に対して「日向国事、為隣國之上者、菊池肥後守相共合力今河越後守候者、可目出也」と今川直忠への合力を命じ、後者では「面々」に対し「九州事、有荒説風聞云々、太不可然、不相替先例守探題成敗可振舞」と「荒説風聞」を否定し了俊の成敗に従うよう命じている。これらの命令も了俊支援策の一環と見ることができよう。

これらのことから、義満は了俊を京都に召還する直前まで了俊を解任する意図を持っていなかつたと結論づけられる。義満が解任を主導したとする説は、解任劇の構図を根本的に見誤つたものだろう。

## 第二節 京都召還と探題解任

五三三〇)、大友親世に阻止され、結局八月中旬に上洛の途につくことになる(『旧記』五五〇—一)。

とはいへ、了俊は京都召還と同時に探題を解任されたわけではない。すでに佐藤進一が注意を促しているように、正式の解任は翌応永三年二月に渋川満頼の下向が決まる前後のことと考えられる<sup>37</sup>。問題は召還から解任までの期間をどのように捉えるのかという点であるが、近年、佐藤健一はこの点について「幕府が探題解任の意でもって了俊を召還」したものの、「召還命令を受けた了俊が、解任に不満を抱く多くの九州の武士を率いて上洛、そして在京したため、幕府は召還したものを探題職を罷免できず、了俊を現任の探題として扱った」と論じている<sup>38</sup>。

しかし、前節で明らかにしたように、足利義満は京都召還の直前まで了俊を支援しており、召還当初から了俊の解任が既定路線とされていたのかについては疑問の余地がある。本節では義満が了俊の解任を主導したとする理解を斥けたうえで、京都召還から解任に至るまでの経緯を論じていただきたい。

ところで先行研究では、了俊の京都召還を報じた八月一六日付

大友親世書状(『旧記』五五〇—一)、それに対する返報である八月二三日付島津伊久書状(『旧記』五五〇—三)、そして今川氏被官で幕府奉行人としても活動していた斎藤聖信が肥後阿蘇氏に送った一一月一五日付書状(『阿蘇二』三七〇—三七二頁)をもとに召還後の動向が論じられてきた。しかし從来活用されていないが、次の史料も検討の材料とすることができる。

【史料九】 安楽清綱書状(『禦宿』三一一)

又御自筆之御書之案文二通、金吾御方より方々へ御下(今川印秋)  
候、御書一通案文進上候、

去年就便宜申承候、其後不得快便候て、無音ニ罷過事背本意候、  
雖然自他心底ハ聊無等閑之儀候、定御同心候哉、抑世上之不審  
思外、六ヶ国之事無尽之錯乱にて、探題既御上洛候了、但九  
州之事、宮方凶徒などにてハ一人もなく候へハ、自京都可依御  
成敗候欵、菊池武朝・宰府ハ今度御上洛之時と成候て、様々無  
他事子細を申入候、千葉殿などハ無是非候、中々異御沙汰、落  
居之途も可出来哉、兼又自京都上御使僧、八月九日出京候て、  
同廿七日下着候、先當國事、直大將御給候三ヶ国ニ、兼日より  
探題御承領に御給候間、とにかくに一途可有御沙汰候事勿論候  
条々此上使御物語候、隨而山東之事、伊東・下野太郎參御方候て  
後ハ、一人も不残一統にて、堅連署誓文仕候て、大將を用申候  
處、此御成敗(下成)候間、一同之儀にて候事不審候間、申入候、  
身之式万事可有御推量候、年内若此方格固之僧達候便宜候、重  
可申入候、大方式ハ此十阿可被申候、恐々謹言、

九月十五日

清綱(安樂)  
(花押)

禦宿殿内

史料九は安楽清綱の書状である。年次について検討すると、傍線部⑧・⑩に了俊の京都召還に関する記述があるほか、傍線部⑪に記される去年の音信とは応永元年八月に比定した史料七を指すと思われるが、応永二年と考えられる。傍線部⑫によると、史料九に記されている情報は八月初旬に京都から遣わされた「上使御物語」にもとづいていることがわかるので、義満の意向を知る

うえで好個の史料となるだろう。

内容を見てみると、まず傍線部⑧では「六ヶ国」すなわち筑・

豊・肥の六ヶ国が「無尽之錯乱」に陥っていることが記される。

これは前章で明らかにした大友氏内訌の激化とそれとともにもう九

州情勢の悪化を指すと考えられるが、安樂清綱がこの「無尽之錯乱」と了俊の京都召還を結びつけていることは注目される。これは京都召還の直接のきっかけが大友氏内訌に端を発する九州情勢全体の悪化にあつたことを示す記述といえ、義満は情勢の悪化を知つて了俊を召還したものと考えられる。

次に傍線部⑨では菊池武朝・少貞頼・肥前千葉氏の動向について述べられている。この三者については了俊が博多を退去し肥前小城に落ち延びた際に付き従つた探題与党であることが親世の書状に記されている(『旧記』五五〇一)。難解な文章であるが、菊池武朝・少貞頼は了俊に隔意ない旨を示しているので、きっと京都では特別な裁定が下され、事態が無為に落居する道も見いだせるのではないかとの観測を述べたものかと思われる。続く傍線部⑩では大隅は「大将」が賜りさきごろからは了俊が賜つてゐる(史料八傍線部⑩)ので、一方ならぬ御沙汰が下されるだろうとの観測を伝えている。

最後に傍線部⑪では山東(宮崎平野一帯を指す)の情勢について述べられ、日向伊東氏の帰参により山東地域は統一され、「大将」を推戴することを誓約したが、了俊の京都召還により「一同之儀」すなわち山東国人の同盟関係が揺らいでいるのではないかと不安に思つたため、禰寢氏に連絡を取つたのだと記されている。

近世初頭成立の編纂史料ではあるが、『日向記』に「応永二年(乙亥)十月比ヨリ日向国人等今河ヲ令違背者共多カリケリ」(『宮崎県史叢書』六〇頁。へゝは割注)と記されているのは、このころ日向情勢が急速に悪化したことと示している。

さて、史料九で特に注意したいのは、「累御沙汰、落居之途も可出来哉」(傍線部⑩)、「一途可有御沙汰候事勿論候」(傍線部⑪)といった観測が記されていることからもうかがえるように、九月中旬の段階では了俊の京都召還により探題派国人の間には不安と動搖が広がつてゐるもの、了俊の解任それ自体は確定していかつたという点である。このころ禰寢氏にもたらされたと思われる八月三日付足利義満御内書案(『禰寢』四一九・四二〇)には

「<sup>(今川了俊)</sup>伊予入道事、雖召上、於日州者国人以下加成敗、可致其沙汰」(今川直忠宛)、「今川越後守事、留置日州之上者、属彼手向後弥可致忠節」(日向国人中宛)と記されており、今川氏による九州経営が否定されるに至つていい。これは了俊の探題留任という選択肢が依然として残されていたことを示すものといえよう。

しかし現実には、「六ヶ国」は「無尽之錯乱」に陥つており(傍線部⑧)、残る「三ヶ国」はというと、薩摩・大隅では以前から探題派国人と兩島津氏との戦いが後者の有利のうちに展開し、さらに日向では探題派国人の離反が進む(傍線部⑪)など、九州経営の崩壊は徐々に明らかになつていった。こうした情報は史料九の「上御使僧」などによって義満のもとにもたらされたと思われる。加えて、了俊の京都召還には少なくない数の九州武士が付き従つていたことが知られているが(『詫摩文書』『新熊本市史

料編 第二卷 古代中世 五三六～五三七頁、「広瀬正雄氏所藏中村文書」『松浦党関係史料集 四』八九九、九州武士の在陣を優先したい義満（史料七傍縦部①）にとって、了俊の処遇問題が長引きこうした状況が続くことは好ましいものではなかつただろ。

これらの理由により、義満はこの期に及んで了俊の解任を決断したと考えられ、了俊は駿河の半国守護職を与えられ、二一月中旬には義満の命で駿河に下向することになつた。<sup>〔4〕</sup> このことを肥後阿蘇氏に報じた斎藤聖信の書状（『阿蘇二』三七〇～三七二頁）によれば、義満はこのとき「九州之事者年内無余日、明春二月成候者、可有御沙汰候にて候、仍探題も其時分上洛可然」との意向を示したという。了俊の留任を示唆するこの発言については、了俊を京都から遠ざけるとともに、彼に同行した九州諸氏を帰国させるための方便と考えられている。義満の真意は不明であるが、いずれにせよ、応永三年二月に入つて渋川満頼の探題就任が九州諸氏に報じられ（『広瀬正雄氏所藏中村文書』『松浦党関係史料集 四』八九九）、ここに了俊の解任が正式に決定された。大友・大内・両島津氏という有力大名が揃つて了俊に敵対し、九州経営の崩壊が明らかになつた以上、義満としては了俊の解任もやむなしという結論に至つたのだろう。義満の決断および新探題の人選に当たつては、渋川氏の縁者である管領の斯波義将および当時在京していた大内義弘の働きかけがあつたと思われるが、果たしてそれが『難太平記』の記すような讒言のたゞいであつたのかについては不明である。

こうして了俊は義満が支援方針を撤回したことと九州探題を解

任され、二〇年以上に及んだ了俊の九州経営は終わりを告げることなつた。『難太平記』の「公方の仰の条々、皆相違の故に」という記述（六一六～六二七頁）は、切り捨てられたかたちとなつた了俊が義満の翻意・変節を批判した文章として読むことができる。九州経営の失敗に触れていない点は了俊一流の曲筆といわざるをえないが、解任の最終的な契機を正しく言い当たるものとはいえるだろ。

### おわりに

以上、本稿では明徳年間から応永初年の九州情勢との関わりを重視する立場から、九州探題今川了俊の解任の理由・経緯について検討してきた。まず本稿の結論をまとめよう。

今川了俊解任の理由は、九州大名との協力関係の断絶と、それとともになう九州経営の崩壊に求められる。その経緯は以下の通りである。

まず両島津氏との関係について見ると、水島の変以降対立関係に入った了俊と両島津氏は、明徳二年（一二九一）に和平を結んだものの、探題派国人の権益保護と両島津氏との和平は両立せず、和平の成立後まもない時期から南九州では局地的紛争が発生した。了俊は反島津氏を掲げる南九州国人一揆の意向もあって和平の破棄を決断し、明徳五年以降、再び両島津氏との戦いに突入していった。

ついで大友氏との関係に目を転じると、応永初年に大友親世と有力庶家の田原・吉弘両氏の間で内訌が生じた際、了俊は田原・

吉弘両氏と親しい関係にあつたことから反親世派を支援し、結果として応永二年（一三九五）に了俊は親世と断交した。親世は縁者である大内義弘および從来親しい関係にあつた両島津氏と結ぶことで了俊に対抗し、これにより了俊は大友・大内・両島津氏の三者と敵対関係に陥った。この九州大名との協力関係の断絶が、了俊の九州経営を崩壊に導くことになる。

一方、これまで解任の主導者と考えられてきた足利義満はとうと、解任を主導した徵証は認められないばかりか、京都召還の直前まで了俊を支援していた様子が読みとれる。応永二年閏七月の京都召還後も了俊がただちに解任されなかつたのは、こうした義満の姿勢と関連づけて考えていく必要があるだろう。しかし、大友・大内・両島津氏という有力大名が揃つて了俊に敵対し、九州経営の崩壊が徐々に明らかになつたことで、義満は了俊の解任を決断したものと思われる。応永三年二月、渋川満頼の探題就任が決定し、了俊の九州経営はここに終わりを告げることになったのである。

以上が本稿の結論である。はじめに整理したように、先行研究では了俊解任の理由として、了俊の勢力拡大・自立化を警戒し自らの権力確立を目論む義満の策謀と、了俊を快く思わない九州大名の思惑という二つの側面が指摘されてきた。本稿では政治過程の復元の結果、後者こそが解任の理由であり、前者の義満の意図を強調する見解については成立しがたいという結論に至つた。この結論は、義満が有力大名の勢力削減を通じて権力確立を図つたとする当該期政治史の通説的理説はもちろんのこと、了俊を排除

することで義満が対外交渉の主導権獲得を目指したとする対外関係史研究の理解などにも再検討を迫るものと考える。そもそも当該期の政治史は、史料的制約もあって義満の権力確立という結果や義満の人物像からさかのぼって記述されている箇所が少なくなつ。同時代史料にもとづいた政治史の再構築が課題といえ、本稿がその試みとなれば幸いである。

最後に室町幕府の地域支配という観点から、了俊解任の意義について触れておきたい。新たな探題として九州に下向した渋川満頼は、探題派国人の本領・当知行を調査しこれを安堵することともに（『広瀬正雄氏所蔵中村文書』『松浦党関係史料集 四』九〇一・九〇二、「禰寝」二〇四）、九州諸氏に合力を呼びかけた（『旧記』五五六）。渋谷氏以下の討伐と日向への進出をすでに果たした両島津氏はこれに応じ、遅くとも応永四年五月までに帰順を果たしている（『旧記』五八六）。

こうして満頼は大友・大内・両島津氏を味方とすることに成功するが、これで九州に平和が訪れたわけではない。菊池武朝・少弐貞頼ら旧了俊派の九州諸氏は満頼を受け入れず、両者の対立はほどなくして武力衝突に発展する（『大日本史料』七編之三、二貢以下）。以後、九州諸氏は合從連衡を繰り返し、そこに守護家の内部対立が加わることで、室町期の九州はまたしても慢性的な戦乱状況に陥っていく。満頼の下向は対立の構図を変化させたにすぎず、室町幕府の九州経営を成功に導いたわけでも、九州に戦乱の終息をもたらしたわけでもなかつたのである。

大きく変化したのは室町幕府の統治方針である。一五世紀の室

町幕府が遠国融和策とも呼ばれるある種の放任政策をとっていたことはよく知られている。<sup>(42)</sup> 永享四年（一四三二）、大内氏の内訌に際して、畠山満家が「遠国事ヲハ少々事雖不如上意候、ヨキ程ニテ被閣」と発言しているのはその一例である。『満洛准后日記』（続群書類 従補遺二）同年三月一六日条。しかし、満家が続けて「足利尊氏持寺殿以来代々此御計ニチ候ケル由伝承様候」とするのは、九州についていえば誤りだろう。遠国融和策開始の契機は、義満が大内・大友・兩島津氏の力を無視しえず、当初は支援していたはずの了俊を解任したことによる。これ以後、室町幕府は將軍とその「分身」たる探題の主導による九州支配を放棄せざるをえなくなるとともに、九州の政治秩序は大内氏を含む九州大名の主導によって形づくられていふことになる。了俊の解任は一五世紀以降の室町幕府と「遠国」の関係を決定づけた事件といえ、ここに解任劇の意義の一つが認められるだろう。

誤解を恐れずにいえば、今川了俊解任劇の真の敗者は、足利義満その人だつたのである。

注(1) 今川了俊に関する先行研究は、川添昭二・朱雀信城共編「九州探題関係文献目録」（『年報太宰府学』五・六号、二〇二一・二〇二二年）に網羅されている。

(2) 川添昭二「今川了俊」（吉川弘文館、一九八八年、原著一九六四年、原著一九六五年）四九一～四九四頁。

(3) 佐藤進一「南北朝の動乱（新装改版）」（中央公論新社、二〇〇五年）二二九頁。

(4) 村井章介「建武・室町政権と東アジア」（『アジアのなかの中世日

本』校倉書房、一九八八年、初出一九八五年）八七～八八頁。

(5) 山口隼正『南北朝期九州守護の研究』（文献出版、一九八九年）六〇五・六〇六頁。

(6) 荒良良治「今川了俊の失脚とその歴史的条件」（『九州史学』二〇号、一九九四年）。

(7) 通説的理解に立つ近年の概説書として、小川剛生『足利義満（中興公論新社、二〇二年）』二五九～六五・九一～一〇四頁。

(8) 新名一仁「康暦・永徳期の南九州情勢」（『室町期島津氏領国の政治構造』戎光祥出版、二〇一五年、初出二〇〇四年）。

(9) 吳座勇一『戦争の日本中世史』（新潮社、二〇一四年）二〇一八頁。

(10) 当該期の南九州情勢については、服部英雄「相良氏と南九州国人一揆」（『歴史学研究』五一四号、一九八三年）、佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 下巻』（東京大学出版会、一九八八年）、山口隼正前掲注（5）書、新名一仁前掲注（8）論文、同「南北朝期の日向国山東国人」（『宮崎市歴史資料館研究紀要』一号、二〇二〇年）。このほか比較的近年の自治体史として、『宮崎県史 通史編 中世』（一九九八年）、『新熊本市史 通史編 第二巻 中世』（一九九八年）、『都城市史 通史編 中世・近世』（二〇〇五年）などがある。本稿では特に断りのない限り、基礎的な事実関係についてはこれらの先行研究によっている。

(11) 服部英雄前掲注（10）論文、新名一仁前掲注（8）論文。

(12) 抽稿「中世後期における出雲朝山氏の動向とその役割」（『日本歴史』八三三号、二〇一六年）。以下、前稿と呼ぶ。

(13) 新名一仁前掲注（8）論文一〇〇頁。

(14) 年次比定。「玄久」との表記により、島津氏久が出家する康暦元年以降であり、かつ氏久の帰参（永徳元年一〇月）について触れてい

ることから、永徳二年に比定できる。

(15) 川添昭二前掲注(2)書一一八～二二九頁、荒川良治前掲注

(6) 論文五四～五五頁。

(16) 服部英雄前掲注(10)論文。

(17) 服部英雄前掲注(10)論文三頁。この評価は、近年の新名一仁

の議論にも受け継がれている(新名一仁「南北朝・室町期における渋谷一族と島津氏」小島摩文編『新薩摩学』中世薩摩の雄 渋谷氏』南方新社、二〇一一年、六五頁)。ただし服部の評価は、服部が国人一揆の結集核として重視する相良氏が宮方に転じ、明徳三年の一揆に参加していないことから不可避的に導かれる結論にすぎない。

(18) 「寺尾文書」(東京大学史料編纂所所蔵写真帳、請求記号六一七

一・九七一・五)。

(19) 川添昭二「南九州経営における九州探題今川了後の代官」(『鹿児

島県史料 旧記雑録 月報』一〇号、一九八八年)七頁。

(20) 新名一仁「文安元年日向国南部国人一揆の意義」(前掲注(8)

書所収、初出二〇〇三年)二四五～二四六頁。

(21) 三保院における同種の紛争はこれ以前にも確認できる。至徳元年、薩摩・大隅の地頭御家人に対し「相国寺領日向国三保院事、早属守護手可致忠節」きことを命じる管領斯波義持奉書が出されているのが

それである(『島津』二六四・二八二)。本文書には討伐の対象が明記されていないものの、明徳三年の合戦との類推から高木氏と推測される。なお、この年一〇月の後征西將軍宮令旨では、相良前頼の「令発向三保院、令退治和田・高木之由」が賞されている(『相良文書』『都

城市史 史料編 古代・中世』二五九頁)。これを「南朝対北朝の戦い」と考える向きもあるが(同書二五八頁)、翌至徳二年正月に兩島

氏・相良前頼が捕つて宮方に転じていることを考えると、両者が連絡手可致忠節」きことを命じる管領斯波義持奉書が出されているのが

携して和田・高木氏討伐に向かったというのが実態ではないかと思われる。

(22) 荒川良治前掲注(6)論文五七頁。

(23) 川添昭二前掲注(2)書一一八頁。

(24) 荒川良治前掲注(6)論文五四頁。

(25) 田原氏については、外山幹夫「国人領主とその動向」(『大名領国形成過程の研究』雄山閣出版、一九八三年、初出一九七〇年)、荒川

良治「室町幕府小番衆豊後田原氏の成立」(『鷹陵史学』一八号、一九九二年)、同「南北朝内乱と田原氏の発展」(『日本歴史』五八〇号、一九九六年)、同前掲注(6)論文。

(26) 年次比定。本史料は明徳二年九月の宮方の八代退去について記しているほか、元中八年(北朝明徳二年)の年号(後筆)を持つ一〇月二三日付後征西宮持軍書状(『五条文書』『九州』六二〇)と内容が一致することから明徳二年と考えられる。

(27) 外山幹夫前掲注(25)書二四一～二四二頁、山口隼正前掲注

(5)書二〇二頁、三重野誠「大友氏宛の守護職補任文書」(『大名領國支配の構造』校倉書房、二〇〇三年、初出一九九三年)二〇一～二

〇三頁。

(28) 田原親貞は田原氏の嫡流である。大友親世との親しい関係もうかがわれるが、了俊の京都召還の際には了俊と連絡関係にあるので(『土居覚申蒐集文書』『九州』五三三〇)。ただし『九州』が永和二年とするのは誤り、大友氏内訌においては探題派(反親世派)に属していたと考えられる。

(29) 大内義弘の在京については、須田牧子「大内氏の在京活動」(鹿毛敏夫編『大内と大友』勉誠出版、二〇一三年)九八頁。なお、「大内入道義弘」という史料五の表記から、大内義弘の出家(応永二年七

月)以後の出来事とする理解もありえようが、同書では嘉慶二年のこととされる今川仲秋への遠江守護職譲渡(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上巻』東京大学出版会、一九六七年、一〇〇頁)のことを

「遠江国の事、仲<sup>仲秋</sup>人道にも可付与との上意」云々と記すなど(六二〇頁)、執筆時(応永九年)<sup>〔</sup>の呼称を用いている箇所があり、年次比定の決め手とはならない。

(30) 大内義弘と両島津氏の直接の連絡関係は現在のところ確認できないが、今川了俊の京都召還の直後、大友親世は島津伊久に「九州之大儀一人而難計候之間、<sup>〔</sup>大内方遣状候」と伝えており(『旧記』五五〇一二)、親世が大友・大内・両島津氏の連携を模索していた様子がうかがえる。

(31) 山口隼正前掲注(5)書三三七・三四二頁。

(32) 応永元年八月の段階で南九州の在陣だけが問題になっていることは、九州の他の地域では目立った戦乱がなかったことを示している。この点は大友氏内訂が武力衝突に発展した時期および史料六の年次を応永二年以降とする本稿の推定を支えるものとなるだろう。

(33) 川添昭二前掲注(2)書二〇九二二一頁、佐藤進一前掲注(3)書四九三頁。

(34) 佐藤進一前掲注(3)書四九三頁。

(35) 年次比定。本史料の花押は明徳三年一〇月から翌四年一一月までの間に使用が開始された型(上島有「中世花押の謎を解く」山川出版社、二〇〇四年、二〇五~二〇九頁参照)と一致する。このほかに確証はないが、内容から推測して応永二年と判断した。なお、「宮崎県史 史料編 中世二」二三九頁は本史料に疑義を呈するが、本史料には幕府奉行人飯尾為清の訂正裏花押が据えてあり、正文と考えられる。

(36) 年次比定。本史料は「了俊下向以後同心人々着到」という京都召

還後間もない時期に作成されたと考えられる史料と一紙に写されてい

ることから(『詫摩文書』『新熊本市史 史料編 第一巻 古代中世』

五六~五三七頁、応永二年と推測される)。

(37) 佐藤進一前掲注(3)書四九一~四九二頁。

(38) 佐藤健一「九州探題今川了俊の召還と解任」(『日本歴史』七一七号、二〇〇八年)。引用は三二・二七頁。

(39) 村井章介「今川了俊と上松浦一揆」(『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出一九七六年)四四八~四五一頁。

(40) 新名一仁「応永期における島津奥州家の領国拡大と政治構造」(前掲注(8)書所収)一一〇~一一一頁。

(41) 佐藤健一は今川了俊が京都召還と同時に遠江半国守護に任じられたとし、これを事実上の探題解任命令と理解するが(佐藤健一前掲注(38)論文二七頁)筆者の見るところ、佐藤を含め先行研究で応永二年とされている遠江半国守護職関係史料は応永二年のものではない。

この点については別の機会に論じるつもりである。

(42) 室町幕府の遠国融和策については、山田徹「室町時代の支配体制と列島諸地域」(『日本史研究』六三二号、二〇一五年)四四~四六頁。

(43) 川添昭二「室町幕府成立期における政治思想」(『史学雑誌』六八編二号、一九五九年)。

**[付記]** 本稿は二〇一六年度科学研究費補助金(研究活動スタート支援)の成果の一部である。